



2022年2月18日

各 位

会 社 名 乾汽船株式会社
代表者名 代表取締役社長 乾 康之
(コード番号：9308 東証第一部)
問合せ先 執行役員コーポレートマネジメント担当
加藤 貴子
(TEL. 03-5548-8613)

当社第100回定時株主総会において承認可決された第3号議案に基づくアルファレオホールディングス合同会社に対する初回質問状等への回答要請及びこれに対する回答受信のお知らせ

当社は、2020年6月19日開催の当社第100回定時株主総会において承認可決された第3号議案（以下「本情報提供要請承認決議」といいます。）に基づき同年7月30日に当社株主であるアルファレオホールディングス合同会社（以下「アルファレオ社」といいます。）に対して送付いたしました初回質問状（以下「本初回質問状」といいます。）に関し、アルファレオ社に対し、2021年12月27日付で、2022年1月31日を回答期限として、本初回質問状への回答をあらためて要請するとともに、有価証券上場規程第411条第2項に基づく決算情報の提供を要請する書面（以下「本回答要請書面」といいます。）を送付いたしましたところ、回答期限である2022年1月31日、アルファレオ社より、2022年1月28日付の回答（以下「本回答」といいます。）を受信し、これに対して本日付で返答いたしましたので（以下「本返答」といいます。）、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本回答要請書面の送付に至った経緯

当社は、2020年7月30日付で開示いたしました「アルファレオホールディングス合同会社に対する当社第100回定時株主総会において承認可決された第3号議案に基づく初回質問状の送付に関するお知らせ」のとおり、本情報提供要請承認決議に基づき、アルファレオ社に対して、同日付で本初回質問状を送付いたしました。しかしながら、2020年8月31日付で開示いたしました「当社第100回定時株主総会にて承認可決された第3号議案に基づくアルファレオホールディングス合同会社への質問状に対する回答受信のお知らせ」のとおり、アルファレオ社は、会社法第831条第1項に基づき、本情報提供要請承認決議を含む当社第100回定時株主総会における当社提案議案に係る各承認決議の取消を求める訴え（以下「本訴訟」といいます。）を同年8月28日に東京地方裁判所に提起したことを理由として、同日付で、本初回質問状に対する回答は差し控える旨を回答し、その後も、当社による本初回質問状への再三の回答要請にもかかわらず、これまで、本初回質問状への回答を行っておりません。

また、2019年2月21日付けでアルファレオ社が提出した大量保有報告書の変更報告書によれば、アルファレオ社は、同月15日時点で当社株式5,970,900株を所有し、当該時点以降、当社の総株主の議決権に対する割合が20%を超えており、かつ、財務上または営業上もしくは事業上の関係からみて当社の財務及び営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであるとはいえないため、遅くとも同日以降、当社の「その他関係会社」（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」といいます。）第8条第8項）に該当し、当社は、有価証券上場規程第411条第2項に基づき、その他関係会社であるアルファレオ社の決算の内容が固まったとき、直ちにその内容を開示する義務がございます。そのため、当社は、2019年6月に2019年3月期のアルファレオ社の決算情報の提供を要請して以降、アルファレオ社に対し、決算情報の提供を重ねて要請して参りましたが、2020年3月期及び2021年3月期の決算情報のいずれにつきましても、現在に至るまで提供を受けられておりません。

そこで、当社は、2021年12月17日付で開示いたしました「株主総会決議取消訴訟（控訴審）の判決

（勝訴）に関するお知らせ」のとおり、本訴訟の控訴審である東京高等裁判所の判決（以下「控訴審判決」といいます。）において本情報提供要請承認決議の取消を求める訴えが棄却され、本情報提供要請承認決議に基づく情報提供要請が、当社株主の皆様の全体の利益に資するものである旨の本訴訟の第一審である東京地方裁判所の判決（以下「第一審判決」といいます。）の判断が控訴審判決においても認められたことから、2021年12月27日付で、アルファレオ社に対し、本回答要請書面を通じ、あらためて本初回質問状への回答を要請し、併せて決算情報の提供要請を行いました。

なお、これまでの当社のアルファレオ社に対する本初回質問状への回答要請及び決算情報の提供要請に関する経緯の詳細は、2021年5月13日付「当社第100回定時株主総会において承認可決された第3号議案に基づくアルファレオホールディングス合同会社に対する初回質問状への回答要請およびこれに対する回答受信のお知らせ」（以下「2021年5月13日付プレスリリース」といいます。）をご参照ください。

2. 本回答の内容

アルファレオ社は、これまでと同様に、本訴訟において、第一審判決及び控訴審判決が、当社第100回定時株主総会の招集手続が会社法に反する違法なものであると認めたとして、違法な本情報提供要請承認決議に基づく情報提供要請に応じることは違法な行為に加担することになると主張し、本初回質問状への回答を拒絶し、当社に対して、違法な決議がなされた事実及び当該違法行為の再発防止策を公表することを求めています。また、アルファレオ社は当社の「その他の関係会社」（財務諸表等規則第8条第17項第4号）に該当せず、有価証券上場規程第411条第2項に基づく決算情報の提出義務はないと主張して、決算情報の提供要請も拒絶しております。

なお、2021年5月13日付プレスリリースのとおり、当社は、①第一審判決において、招集手続に係る議決権行使書面の行使期限に関する法令違反が認められたものの、当該瑕疵は重大ではなく決議に影響を及ぼさないものと認定されている旨（なお、控訴審においても当該第一審判決の認定が維持されております。）、及び、②今後当社としては議決権行使書面の行使期限を株主総会直前の当社の通常業務に係る営業時間の終了時と一致させる等の方法により、議決権行使書面の行使期限について法令に準拠した運用を徹底していく旨について公表を行っておりますので、当該事実等が未公表であることを前提としたアルファレオ社の主張には明らかな事実誤認が存在すると言わざるを得ません。

3. 今後の対応

2021年12月17日付「株主総会決議取消訴訟（控訴審）の判決（勝訴）に関するお知らせ」のとおり、本情報提供要請承認決議については、第一審判決において、「情報提供要請及びそれに対する原告の回答によって、被告の株主が議決権を行使する際に参照される情報が増えるのであるから、株主全体の利益につながり得る」とされ、控訴審判決においても当該第一審判決の判断が是認されており、本情報提供要請承認決議に基づく情報提供要請が、当社株主の皆様の全体の利益に資するものであることが認められていることから、当社としては、アルファレオ社の本初回質問状に対するすみやかな回答を引き続き要請して参ります。

また、アルファレオ社は、第一審判決及び控訴審判決が、当社第100回定時株主総会の招集手続が会社法に反する違法なものであると認定したとしておりますが、第一審判決及び控訴審判決では、アルファレオ社による本情報提供要請承認決議の取消請求が棄却されており、当社といたしましては、アルファレオ社の本回答における主張内容は妥当性を欠くものである旨、本返答において、あらためて説明しております。

さらに、アルファレオ社が当社の「その他の関係会社」（財務諸表等規則第8条第17項第4号）に該当することについては、2021年6月30日付「主要株主等に関する事項について」に記載のとおりです。

したがって、当社は、第一審判決及び控訴審判決において、当社第100回定時株主総会における決議が株主の皆様の意思を正しく反映しており、本情報提供要請承認決議に基づく情報提供要請が、当社株主の皆様の全体の利益に資するものであることが認められていることも踏まえ、アルファレオ社との対話を継続し、本初回質問状を含む本情報提供要請承認決議に基づく情報提供要請への回答を引き続き求めるとともに、上場会社としての開示義務を適切に果たすため、有価証券上場規程第411条第2項に基づく決算情報の提供につきましても、重ねて要請して参ります。

以上